

どうしたら応募者が集まるのか？と悩んでいませんか？

ガラッと賃金一新セミナー2019

－「同一労働同一賃金」に対応する手当の見直し方－

労基法改正により「残業削減」を迫られそうですが、それには人材確保が必要。しかしながら現実には「求人難」で増員どころではありません。雇用の流動化で「定着率」も悪化。自社の賃金水準を改めてチェックする必要があるのではないのでしょうか？そこで中小企業の生の賃金データを集めている高橋賃金システム研究所の高橋邦名氏を講師にした恒例のセミナーを開催します。「同一労働同一賃金に対応するため手当の見直しも必要になるので、その対応策を示したい」と力を込めます。すぐ参考にできるノウハウ満載。ふるってご参加ください。

◆主な内容

【1】1万人の賃金データから見た最新賃金相場

- 一般社員の年収水準は？月収水準は？
- 管理職の年収水準は？月収水準は？

【2】今年の賃金改定はココがポイント！

- ① 社員が集まる会社にする
中途採用初任給の独自調査の結果公表！
- ② 社員が定着する会社になる
年代別・性別・職位別の世間の賃上げ水準は？
- ③ 社員がやる気をおこす会社になる
「課長になりたがらない30代」への対応
家族手当の見直し
- ④ 60代がやる気を起こす会社になる
定年再雇用者の賃金の決め方
基本給の減額率は？手当の支給は？
- ⑤ 同一労働同一賃金の問題が発生しない会社になる
同一労働同一賃金に対応した手当の見直し方

【3】貢献度に応じた給与制度のつくり方

- 役割に応じた基本給の決め方
- 諸手当の見直し
- 賞与を業績連動型に

－日時・会場－

日 時 平成31年2月18日(月)

14:00～17:00

会 場 八王子商工会議所4階ホール

対 象 経営者、幹部、人事担当役員、担当者

定 員 50名(先着順)

受講料 無料

～セミナーご参加特典～

中小企業の賃金相場がわかる
『ズバリ！実在賃金』のグラフをプレゼント！
(年収・月収・所定内賃金・基本給・年間賞与)

【お問い合わせ先】

中小企業相談所 山名・宮本

TEL 042-623-6311

◆講師◆高橋邦名氏 (株)高橋賃金システム研究所／多摩労務管理事務所 代表

地元八王子最大級の社労士事務所である(株)高橋賃金システム研究所、多摩労務管理事務所代表。活人経営コンサルタント。社会保険労務士。著書『社長やりましょう！』と社員が言い出す経営』『人を活かせば、企業はまだ伸びる』他多数。

「ガラッと賃金一新セミナー」受講申込書 Fax042-626-8138 宮本宛

事業所名		所在地			
TEL		メールアドレス			
参加者名		業種		従業員数	

※定員を超過した場合には電話にてご連絡いたします。申込後のキャンセルは必ず事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

※今回お預かりしました個人情報、本セミナーの実施に関すること以外の目的で使用することはありません。